



報道関係者 各位

感染症法に基づく急性脳炎として届出が行われた 新型インフルエンザ患者について

9月30日、千葉県より、感染症法に基づく急性脳炎としての届出がなされるとともに、別添の通り情報提供がございましたので、お知らせいたします。

なお、患者の個人情報については、特段のご配慮をお願いいたします。

平成21年9月30日
千葉県健康危機管理対策本部
(健康福祉部健康福祉政策課)
電話 043-223-2675
(健康福祉部疾病対策課)
電話 043-223-2665

感染症法に基づく急性脳炎として届出が行われた 新型インフルエンザ患者について

千葉県内で、感染症法に基づく急性脳炎(インフルエンザ脳症)の届出があった患者が、PCR検査により、本日、新型インフルエンザに感染していることが確定しましたのでお知らせします。

1 患者概要

- ・市川市在住、7歳、男児、基礎疾患なし。

2 経緯

- ・9月27日(日)
38度台の発熱、咳、嘔吐等の症状。
- ・9月28日(月)
市内の医療機関を受診し、インフルエンザ簡易検査でA型陽性となる。
意識障害が見られたため、他の医療機関へ入院し、急性脳炎と診断される。
- ・9月30日(水)
千葉県衛生研究所でPCR検査を実施し、新型インフルエンザ(A/H1N1)が陽性となり患者と確定。

3 患者の容態

- ・意識障害は回復し、容態は安定している。

※ 患者の個人情報には、特段のご配慮をお願いします。